

宗教法人「沖縄バプテスト連盟」旅費規程

第1章 目的及び適用範囲

(目的)

第1条 この規定は、沖縄バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の公務のために国内外に旅行する者（以下「旅行者」という。）に対して旅費を支給し、公務の円滑化及び連盟予算の適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定に定める旅費は、次の各号の旅行に対して支出される。

- (1) 連盟の理事長、理事及び各委員長、委員が公務のため出張した場合。
- (2) 連盟事務所職員、書店職員が公務のため出張した場合。

第2章 旅費の種類と計算

(旅費の種類)

第3条 この規定における旅費の種類は、航空運賃、鉄道運賃、船舶運賃、日当手当、宿泊料、食事代とする。

2. 船舶利用は航空機関が利用できない場合に適用する。
3. 航空料金は、航空利用について、路程に応じて旅客運賃等により支給する。
4. 日当手当は旅行中の日数に応じて別に定める基準により定額を支給する。
5. 宿泊料は、旅行中に宿泊した日数に応じて、別に定める基準により定額を支給する。
6. 食事代は、旅行中要した食事の回数に応じて、別に定める基準により定額を支給する。

(旅費計算の基準)

第4条 旅費は、最も経済的な経路、方法及び期間による旅費に基づき計算する。

(旅費計算の特例)

第5条 次の各号に該当する旅行の場合は、旅費計算の特例として取り扱う。

- (1) 旅行者が公務上の疾病又は天災、その他やむを得ない事由により予定を変更、迂回又は滞在延長した場合は、その事実を確認の上、当該追加旅費を支給する。
- (2) 随行、来賓接待、その他用務の性質上基準の旅費によっては旅行することが困難と認めた場合は、旅行者が一時立替払いをし、帰任後その実費について支給する。
- (3) 県内の旅行で自家用車を利用する場合は日当のみを支給する。

(旅費計算の調整)

第6条 旅行者が交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で提供された場合は、正規の鉄道、船舶、航空、宿泊、食事代等の旅費は別に定める。

- 2 旅行目的の時間的事情や旅行経路によって、旅行者が利用できない筈の交通機関又は利用する必要を認めていない料金の請求は支給しない。

第3章 出張旅費

(出張の依頼又は命令)

第7条 出張の命令又は依頼は次の各号によるものとする。

- (1) 理事長、理事、各委員の出張は、それぞれの責任機関の責任において出張依頼をするものとする。

(2) 理事及び委員が前号以外の公務のため主張する場合は、理事会又は委員会の決議、
或いは理事長または総務部長の決裁によるものとする。

(3) 職員が公務のため出張する場合は総務部長の承認を得なければならない。職員の
出張命令は就業規則の定めによる。

(出張の区分)

第8条 出張の区分は、一般出張と日帰り出張とする。

2 一般出張とは、原則として居住地域外で1泊以上に伴う出張をいう。ただし居住
地域外であって、日帰り可能な場合でも航空便を利用する出張はこれを一般出張とす
る。

(一般出張旅費)

第9条 一般出張に対する旅費は別表により支給する。

(日帰り出張旅費)

第10条 日帰り出張に対する旅費は別表により支給する。

(出張旅費の仮払いと精算)

第11条 出張依頼又は出張命令を受けた場合は、出張者は連盟事務局から予め旅費概算の
範囲で仮払いを受けることができる。ただし、出張者は帰着後5日以内に清算しな
なければならない。

(出張旅費の請求)

第12条 出張旅費の支給を受けようとする出張者及び前条に定める仮払いを受けた出張者
で、その精算をしようとする者は、必要書類を添付の上、事務局に請求しなければ
ならない。

2 上記の請求で必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかったことにより、旅費の
必要な証明をできなかった分の金額は支給しない。

第4章 補足

(特別の事由ある旅費)

第13条 特別の事由ある旅行であって、この規定による出張の何れにも該当しない旅行の
費用に関して、理事長が決裁した場合は、その特別な旅費を支給する。

(規定の改定)

第14条 この規定を改定する場合は、総務部長の発議により連盟理事会で決定する。

付 則

1 この規定は、2003年4月1日より施行する。

(別表) 一般出張旅費基準

種類	資格	理事、委員及び事務長等	職員
1	航空料金	エコノミー料金	左に同じ
2	J R 料金 (1) 旅客運賃 (2) 普通急行料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別急行料金 (5) 新幹線料金 (6) 寝台料金	普通料金 100km以上 利用承認により支給 利用承認により支給 利用承認により支給 利用承認により支給	左に同じ 左に同じ 左に同じ 左に同じ 左に同じ 左に同じ
3	船舶料金	グリーン料金	左に同じ
4	手当	1日につき、3,000円	1日につき1,800円
5	宿泊料 (1) 旅館・ホテル {10大都市 一泊} * {その他 一泊} (2) 親戚・知人宅 {一泊}	領収書により実費支給 9,000円を限度 7,000円を限度 定額支給 2,000円	左に同じ 左に同じ 左に同じ 左に同じ 左に同じ
6	食事代 {一食}	定額支給 1,000円	左に同じ 左に同じ

*10大都市：札幌、東京、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡、北九州